

引っ越しを予定している方は、窓口での異動届が必要です

届出の名称	必要なもの	その他
転入届 他市町村から 小坂町に引っ越し	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書 ・マイナンバーカード (暗証番号が必要です) ・届出人の本人確認書類 ・年金手帳または基礎年金番号通知書 (国民年金に加入する方) ・印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> ◆転入届・転居届は住み始めてから届出をしてください。 ◆転出届は引っ越し予定日の14日前から届出できます。 ◆本人・同一世帯員以外の方が届出する場合は<u>委任状</u>が必要です。
転居届 小坂町内で 引っ越し	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード (暗証番号が必要です) ・届出人の本人確認書類 ・印鑑 <p>【該当する方のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証 	<ul style="list-style-type: none"> ◆手続きによっては、前住所地発行の所得課税証明書が必要な場合があります。各担当窓口でご確認ください。
転出届 小坂町から 他市町村に引っ越し	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証 ・福祉医療費受給者証 ・介護保険証 ・障がい者手帳 ・印鑑登録証(転出の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「転出届」について、マイナンバーカードをお持ちの方はオンラインで届出可能になりました。広報こさか令和5年2月号または町ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先 町民課町民生活班 窓口(TEL29-3906)

国民年金保険料の 学生納付特例制度をご利用ください

この制度は、前年所得が一定基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予されるものです。令和5年度分の申請は、令和5年4月から受付します。

【申請に必要なもの】

- ①学生証(コピー可。有効期限、学年、入学年月日記載)または在学証明書原本
- ②年金手帳等の基礎年金番号がわかるもの

●令和4年度から引き続き在学予定の方

4月以降に日本年金機構より郵送される申請書(ハガキ)に必要事項を記入し、返送することで令和5年度の申請ができます。前年度の申請が遅くなった場合等にはハガキが届かないことがあるので、その際は再度申請をしてください。

また、この制度を利用せずに保険料の納付をご希望の場合は、下記へお問い合わせください。

■申請・お問い合わせ先
 町民課町民生活班(TEL29-3906)
 鷹巣年金事務所(TEL0186-62-1490)

国民健康保険 資格取得・喪失の手続きについて

国民健康保険に加入している方が職場の健康保険に加入したとき、また職場の健康保険をやめたときは手続きが必要です。

●職場の健康保険に加入したとき

国民健康保険をやめる手続きが必要です。

【手続きに必要なもの】

- ・職場の健康保険証
- ・国保の健康保険証
- ・身分証明書(運転免許証やマイナンバーカード)

●職場の健康保険をやめたとき

国民健康保険の加入手続きが必要です。

【手続きに必要なもの】

- ・健康保険資格喪失証明書
(職場の健康保険をやめた証明書)
- ・身分証明書(運転免許証やマイナンバーカード)

■お問い合わせ先
 町民課町民生活班(TEL29-3928)